

職員の失職について

地方公務員法第16条第1号に該当し、同法第28条第4項の規定に基づき、次のとおり職員が失職しましたので公表します。

1 該当職員

総務課付（事件当時：福祉課 係長）

宇都宮 健治（うつのみや けんじ） 59歳

2 失職年月日

令和8年10月21日

3 事案概要

令和7年12月頃から被害者に対し脅迫的なメッセージを執拗に送信した結果、脅迫事件として書類送検され、略式命令により罰金刑が確定した。それにも関わらず再び脅迫的なメッセージを同被害者に送信した。

令和8年10月6日に熊本地方裁判所において、脅迫事件で拘禁刑8月、執行猶予3年の判決を受け、同月21日に刑が確定したことにより失職した。

【本件に係る町長コメント】

このたび、当町職員が刑事事件により有罪判決を受け、刑が確定したことに伴い地方公務員法の規定に基づき失職することとなりました。

町民の皆様の信頼を損なう事態となりましたことを、深くお詫び申し上げます。

今後、職員の服務規律の徹底を図り、町民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

熊本県小国町役場 総務課